

川崎市立多摩病院モニター懇談会開催運営等要綱

令和5年3月6日 4川病経第1536号 管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立多摩病院モニター懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 次の事項について、指定管理者は懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 川崎市立多摩病院の運営や患者サービスの向上について
- (2) その他必要な事項について

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる団体から推薦された者等10名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 川崎市多摩区医師会
- (2) 公益社団法人川崎市看護協会
- (3) 川崎市多摩区町会連合会
- (4) 公募市民
- (5) 病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める者

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、委員に就任の依頼をした年度の翌年度までとし、年1回以上開催することとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、病院局経営企画室において処理する。

(謝礼)

第6条 委員への謝礼は、記念品の贈与をもって行うものとする。

(解職要件)

第7条 委員が次の各号のいずれかに該当し、管理者が認めた場合は、委員を解職することができる。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) 委員の職務を遂行できないとき。
- (4) 委員として不適切な行為があったとき。

2 前項により解職したときは、書面にて委員に通知するものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項については、病院局経営企画室が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。